

藤沢市市民活動推進計画の改定について（中間報告）

1 計画の改定について

本計画は、市民活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、藤沢市市民活動推進条例第7条に基づいて、平成17年9月に第1期藤沢市市民活動推進計画を策定いたしました。

その後、3回の改定を経ながら、本市の市民活動を進めるうえでの基本的な指針として機能してきましたが、現計画が令和7年度で終了するため、令和8年度からの計画に改定するものです。

2 改定の経過

本計画の改定にあたっては、令和7年4月に、市長から藤沢市市民活動推進委員会委員長に諮問し、委員会はこれまでに6回開かれ、パブリックコメントの結果等を踏まえながらご検討いただき、このたび計画（素案）が策定されました。

年月日	会議等	内容
4月21日	第1回委員会	諮問 現計画の取組状況の分析・評価及び課題の確認
5月19日	第2回委員会	新計画の方向性の検討
6月9日	第3回委員会	骨子案の検討
7月5日	第4回委員会	骨子案の検討
8月2日	市民意見交換会	新計画について
9月19日	第5回委員会	素案の検討
10月2日 (～31日)	パブリックコメント実施	新計画（素案）について
11月8日	パブリックコメント公表	実施結果について
11月16日	第6回委員会	素案の検討

3 パブリックコメントの結果

藤沢市パブリックコメント手続規程に基づき、令和7年10月2日から10月31日の30日間実施し、3人の方からご意見を頂戴しましたが、計画（素案）に反映したご意見はありませんでした。

主なご意見といたしましては、具体的な事業についての記載や言及がない

ことへのご指摘でしたが、本計画が市民活動の推進に向けた基本的な方向性を示す指針であることから、個別の取組についての記載は見送らせていただき、ご意見として承りました。

4 改定のポイント

現計画の策定以降、高齢化の進行等による人口構造の変化やコロナ禍をきっかけとしたライフスタイルの多様化に伴う地域課題の解決に向け、次の点にポイントを置いたうえで計画（素案）として取りまとめました。

- ・ライフスタイルや市民活動の多様化に応じ、情報提供や周知啓発をこれまで以上にきめ細かな視点で実施し、市民活動に踏み出しやすい環境づくりを進める。
- ・社会情勢の変化のなかで持続的・発展的な市民活動につながるよう、アウトリーチの視点で市民活動に取り組む方々に寄り添いながら、活動状況に応じた支援に努める。
- ・「藤沢市市政運営の総合指針 2028」との整合を図り、「多様な主体との共創が生み出される地域づくりを進める」ため、地域課題の共有や協働のマッチングを強力に推進するなかで、計画の期間を7年から8年に見直すとともに、中間見直しや適宜見直しについても定めています。

5 計画の概要

本計画は、条例第7条及び第8条に基づき、他の計画等との調和を図り、少子超高齢化の進展や人口減少社会の到来などをしっかりと踏まえながら、市民活動の推進に係るビジョン、基本的な指針、基本的な施策について定めるものです。

市民活動の推進を図るための具体的な事務事業については、基本的な指針及び基本的な施策に基づいて、市民活動を取り巻く状況の変化などに柔軟に対応しながら、重点的かつ効果的に実施していきます。

6 計画の構成

- ・第1章 策定にあたって

人口構造の変化、地域コミュニティの希薄化、地域課題の多様化などを踏まえ、未来に向けた「暮らしの豊かさ」を実現することを「計画策定の趣旨」とするとともに、社会情勢の変化等を踏まえ、市民活動に取り組む環境の整備を進めるといった今後の方向性について定めています。

・第2章 市民活動推進ビジョン

市民活動の推進に向けた基本的な方向性を示すという市民活動推進計画の位置づけを改めて示すとともに、市民活動推進計画に定める基本理念をもとに市民活動推進ビジョンを「想いをつなぎ、行動でつくる藤沢の未来」として定めています。

・第3章 市民活動推進ビジョンの実現に向けて

市民活動推進ビジョンを実現するための基本指針として次の3本を定めています。なお、現計画に掲げた施策において一定の効果が生じていると捉えていることから大幅な変更を見送り、市民活動をより身近に感じられる表現に見直したものとなっています。

基本指針1…知る、触れる、始める機会の創出

基本指針2…活動の継続・発展・基盤強化のための支援

基本指針3…協働を通じた地域づくりの推進

・第4章 基本指針を具現化する施策

第3章で示した基本指針を踏まえ、市民活動の推進に必要な施策として指針ごとに2個、計6個の基本施策を定めています。

なお、個別具体的な取組につきましては、社会情勢を踏まえつつ、時機を捉えながら事業を実施していきます。

7 今後の予定

令和8年

1月 第7回藤沢市市民活動推進委員会

2月 第8回藤沢市市民活動推進委員会（答申）

3月 市議会に改定版を情報提供

以上

（事務担当 市民自治部 市民自治推進課）